

利用者のために

調査の概要

1 調査の目的

平成16年事業所・企業統計調査は、我が国の民営の事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに実施している。なお、民営事業所を対象として平成元年及び平成6年に事業所名簿整備のための調査を実施しており、平成8年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられた。平成11年調査は簡易調査として初めて実施され、これを含めて、平成16年調査は簡易調査として2回目に当たる。

3 調査日

平成16年6月1日

4 調査の対象

調査日現在、国内に所在する民営の事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所

- (2) 日本標準産業分類の「中分類83 - その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」及び「中分類94 - 外国公務」に属する事業所

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- ア 収入を得て働く従業者がいないもの
- イ 休業中かつ従業者がいないもの
- ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

6 調査の方法

調査は民営事業所を対象とする全数調査で、次に示す流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法により調査した。

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員（指導員） - 統計調査員（調査員）

なお、今回の調査は、調査対象の事業所及び企業の負担を軽減し、より効率的に調査を実施する観点から、サービス業基本調査及び経済産業省所管の商業統計調査と同時に一枚の調査票で実施した。

7 調査事項

[事業所に関する事項]

- ア 名称及び電話番号 イ 所在地
ウ 経営組織 エ 本所・支所の別
オ 開設時期 カ 従業者数
キ 事業の種類

[会社企業に関する事項]

- ア 資本金額 イ 会社全体の常用雇用者数
ウ 会社全体の主な事業の種類

8 結果の公表

- (1) 名古屋市分の集計結果については、本編のほか、総務省より刊行物等で順次公表される。
- (2) 本編の集計数値は、本市が独自にまとめたものであり、総務省及び愛知県が公表する数値とは相違することがある。
- (3) 今回の調査においては、商業統計調査と同時実施し、商業統計調査の対象である卸売・小売業の産業（中・小）分類に関しては、商業統計調査による結果を用いた。商業統計調査の産業分類の格付方法が従来の事業所・企業統計調査のそれと異なっているため、平成13年調査結果との比較（増減数及び増減率）については「…」で表している。
- (4) 今回は簡易調査のため、学区別及び町丁・大字別集計は行われない。

9 産業分類

事業所の産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月総務省告示第139号）の小分類項目を用いているが、一部については更に分割したもの（3桁目が英字）も含めて表章した。

10 結果数値

- (1) 統計表中の記号は次のとおりである。
- 「 - 」 皆無または該当数字なし
「…」 産業分類の組み替え不能の項目
「0.0」 単位未満

(2) 表中の比率は、原単位当たりで算出し、四捨五入した。このため、内訳の計と総数が必ずしも一致しない。

(3) 「増減率（年率）」の計算は次のとおり。（調査の間隔が異なる場合に、各調査間の増減率比較に用いる。）

$$\{ (N_1 / N_0)^{1/n} - 1 \} \times 100(\%)$$

N_0 ：前回調査年数値， N_1 ：当該調査年数値

n ：前回調査年から当該調査年までの年数

(4) 「寄与度」の計算は次のとおり。

（対前年増減率に対してその内訳の増減数がどの程度貢献したかを示す指標。）

Aの寄与度（％）＝

$$A \text{の増減数} / \text{前回の総数} \times 100$$

用語の解説

1 民営事業所

(1) 事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が単一の経営主体のもとで、一定の場所（一区画）を占めて行われていること

物の生産及びサービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること

すなわち、一般に、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものが事業所である。

(2) 民営とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

2 経営組織

・個人

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

・法人

法律の規定によって法人格を認められて

いるものが事業を営んでいる場合をいう。

・会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

・会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農(漁)業協同組合などが含まれる。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、労働組合(法人格をもたないもの)などが含まれる。

3 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

・個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人をいう。

・無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者なみの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

・有給役員

有給役員とは、法人・団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

・常用雇用者

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成16年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

・正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

・パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」などと呼ばれている人をいう。

・臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

4 別経営の事業所からの派遣又は下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。